

(別添)

令和4年度資産運用業の創業に係る補助金募集要項（概要）

1 事業の目的

- 資産運用業は、国民の安定的な資産形成や成長産業へのリスクマネーの供給に重要な役割を担っていることから、「国際金融都市・東京」構想 2.0 に基づき、誘致・育成に取り組んでいる。
- 本事業は、資産運用業者の創業初期の負担軽減を図ることで、東京における創業促進や、創業後の経営の安定化を図ることを目的として支援を行うものである。

2 補助金の対象者

- 東京に拠点を設置していること
- 独立系であること（大企業、金融機関等の子会社や関連会社でないこと）
- 平成31年4月1日以降に投資運用業（適格投資家向け投資運用業）の登録の事業者等の要件を満たしている者

3 補助対象費用

- 業登録費（弁護士・行政書士費用）
- 投資信託協会又は日本投資顧問業協会の加入費（初年度）と年会費
- 法務・コンプライアンス関連費用等
 - 法務顧問契約費用
 - コンプライアンスの外部委託費用（適格投資家向け投資運用業者に限定）
- 運用事務委託・システム関連費用等
 - ミドル・バックオフィス業務の事務外部委託または当該システムの契約費用
 - システム費用（情報システム、評価システム等）

4 補助金額

補助金額支給上限額、補助率は下記のとおり

(単位：千円)

	初年度 (※)	2年目 (※)	3年目 (※)
補助率	50%	33%	25%
投資信託業者	5,000	3,000	1,000
上記以外の投資運用業者	3,000	1,500	500

(※) 創業から3年以内の事業者が対象となるが、次年度以降の交付を約束するものではない。